



機密性 1 完全性 2 可用性 2

法務省管在第 1202 号

平成 29 年 2 月 24 日

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 丸山 秀治

(公印省略)

高等学校卒業後に本邦で就職する者の取扱いについて (依頼)

外国籍を有する者が高等学校 (中等教育課程の後期課程を含む。以下同じ。) を卒業後に本邦での就労を希望する場合には、出入国管理及び難民認定法別表 1 に定める「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係る在留資格の学歴等の要件は満たさないこととなります。しかしながら、本邦で義務教育の大半を修了し、父母等に同伴し在留資格「家族滞在」で在留している方につきましては、下記の事項のいずれにも該当する場合には「定住者」への在留資格変更を認める取扱いとしていますので、貴管内の高等学校へ周知願いたく依頼します。

なお、中学校 (中等教育課程の前期課程を含む。以下同じ。) へ入学又は編入するとして来日し、高等学校卒業後に就職を希望する場合の取扱いについては、現状の詳細を把握した上で、今後検討することとしているので申し添えます。

記

1 対象となる者

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 現在、在留資格「家族滞在」で本邦に滞在していること
- (2) 本邦において義務教育の大半を修了していること (注)

(注) 小学校低学年で来日し、その後継続して在留し中学校を卒業した場合に対象となる。また、それ以外の場合であっても、例えば小学校中学年で来日し、本邦在留中

に長期間の出国歴がない等、個々の在留状況等を勘案し、我が国への社会への定着性が相当程度認められる場合には、「定住者」への変更を許可することとしている。

- (3) 本邦の高等学校を卒業していること
- (4) 本邦の公私の機関に雇用されて報酬を受ける活動を行うことが確定していること
- (5) 住居地の届出等、公的義務を履行していること

2 在留資格変更申請の際の提出資料

- (1) 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用 2 及び 3 は T（「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」）を使用し、写真を貼付すること。）
 - (2) 履歴書（本邦において義務教育の大半を修了した経歴について記載のあるもの）
 - (3) 本邦の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書）
 - (4) 本邦の高等学校を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類
 - (5) 本邦の公私の機関において雇用されることを証明する書類（雇用契約書、労働条件通知書等）
 - (6) 身元保証書
 - (7) 住民票（世帯全員の記載があるもの。マイナンバーは記載しないこと。）
- (注) 審査の過程において、この他に資料を求める場合がある。

3 問い合わせ先

在留資格変更許可申請を行う者（申請人）の住居地を管轄する地方入国管理局とする。

添付物

- 1 高等学校卒業後に日本での就職を考えている外国籍を有する高校生の方へ 1 部
- 2 在留資格変更許可申請書 1 部